

平成27年度決算に基づく健全化判断比率
審査意見書及び資金不足比率審査意見書

能代市監査委員

能 監 収 第 8 1 号
平成 2 8 年 9 月 2 1 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

能代市監査委員 小 野 正 博

能代市監査委員 菅 原 隆 文

健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により
審査に付された平成 2 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの
算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を
提出します。

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 28 年 7 月 25 日から平成 28 年 9 月 2 日まで

3 審査の方法

審査は、市長から提出された平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

| 健全化判断比率 | 平成 27 年度決算 | | 平成 26 年度決算 | | 平成 25 年度決算 | | 早期健全化基準 (平成 27 年度) |
|-----------|------------|--------|------------|--------|------------|-------|-----------------------|
| | | 備考 | | 備考 | | 備考 | |
| ①実質赤字比率 | — | △5.50 | — | △4.92 | — | △3.12 | 12.71 |
| ②連結実質赤字比率 | — | △12.76 | — | △11.23 | — | △9.27 | 17.71 |
| ③実質公債費比率 | 6.8 | | 7.7 | | 9.2 | | 25.0 |
| ④将来負担比率 | 25.6 | | 31.9 | | 33.3 | | 350.0 |

※ ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は発生していないが、備考欄に計算上の比率を記載している。

(2) 各比率における審査の結果は、次のとおりである。

○実質公債費比率について

平成 27 年度決算における実質公債費比率（3カ年平均）は 6.8% となっており、前年度（3カ年平均）と比較して 0.9 ポイント改善している。これは、能代山本広域市町村圏組合の起債償還に対する負担金の減が主な要因である。

○将来負担比率について

平成 27 年度決算における将来負担比率は 25.6% となっており、前年度と比較して 6.3 ポイント改善している。これは、将来負担額から控除することとされている財政調整基金現在高や基準財政需要額算入見込額などの増が主な要因である。

【用語説明】

① 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものである。

③ 実質公債費比率（3カ年平均）

借入金（地方債）の返還額（公債費）とこれに準じる額の合計額の大きさを指標化し、実質的な公債費が財政に及ぼす負担の度合いを示すものである。

④ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。

平成27年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1 審査の対象

次の各公営企業会計における平成27年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・能代市水道事業会計
- ・能代市下水道事業会計
- ・能代市簡易水道事業特別会計
- ・能代市農業集落排水事業特別会計
- ・能代市浄化槽整備事業特別会計

2 審査の期間

平成28年7月25日から平成28年9月2日まで

3 審査の方法

審査は、市長から提出された各公営企業会計の平成27年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

| 特別会計等名 | 平成27年度決算 資金不足比率 | | 平成26年度決算 資金不足比率 | | 平成25年度決算 資金不足比率 | | 経営健全化基準 |
|-----------|--------------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|---------|
| | | 備考 | | 備考 | | 備考 | |
| ①水道事業 | － | △47.1 | － | △39.7 | － | △34.3 | 20.0 |
| ②下水道事業 | － | △39.3 | － | △22.3 | － | △21.5 | |
| ③簡易水道事業 | － | △0.008 | － | △0.013 | － | △0.009 | |
| ④農業集落排水事業 | － | △10.6 | － | △20.0 | － | △19.1 | |
| ⑤浄化槽整備事業 | － | △1.0 | － | △1.0 | － | △1.3 | |

※ 各公営企業会計とも、資金不足比率は発生していないが、備考欄に計算上の比率を記載している。

【用語説明】

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。